

令和 7 年第 5 回中津川市議会(定例会)

委 員 会 提 出 議 案

令和 7 年 12 月 22 日

議第106号

中津川市議会委員会条例の一部改正について

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものと  
する。

令和7年12月22日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 吉村 俊廣

## 中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例

中津川市議会委員会条例（昭和31年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7人」を「6人」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第2項の規定に基づき設置された議会運営委員会の委員、委員長及び副委員長に選任されている者は、引き続きそれぞれ改正後の議会運営委員会の委員、委員長及び副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正後の条例第4条第3項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により選任された委員の任期とする。